

令和6年度東京都地域福祉支援計画推進委員会(第2回)会議録

I 会議概要

- 1 開催日時 令和7年2月14日(金)午前10時00分から午前11時59分まで
- 2 開催場所 東京都庁第一本庁舎31階中央B会議室(オンライン会議併用方式)
- 3 出席者 【委員】
小林委員長、室田委員、枝村委員、小山委員、内藤委員、森委員、池嶋委員、稲川委員、関谷委員
(以上9名)
- 4 会議次第
 - 1 開会
 - 2 東京都地域福祉支援計画の進行管理(評価指標)の状況について
 - 3 区市町村地域福祉計画の策定に関する状況等調査結果について
 - 4 重層的支援体制整備事業の取組状況に関する現況等調査結果について
 - 5 閉会

○畑中課長 皆様おはようございます。こちらの声は届いていますでしょうか。

それでは、お時間となりましたので、ただいまから令和6年度第2回東京都地域福祉支援計画推進委員会を開会いたします。

委員の皆様には、お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

この委員会の事務局を務めます、福祉局生活福祉部企画課長の畑中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回も対面とWeb会議システムを利用したオンライン会議併用方式により行います。

一部の委員と事務局のみ対面で、その他の委員と庁内幹事、傍聴の方につきましてはオンラインとさせていただきます。運営上、至らない点もあろうかと思いますが、ご理解いただきますよう、お願いいたします。

それでは、初めに、お送りしています資料について、確認をさせていただきます。会議次第がございまして、資料として配付資料、下のほうにございますが、資料1、東京都地域福祉支援計画推進委員会設置要綱、資料2、東京都地域福祉支援計画推進委員会委員名簿及び幹事名簿、資料3、東京都地域福祉支援計画の進行管理(評価指標)、資料4、都内区市町村の地域福祉計画の策定状況等(令和6年度調査)、資料5、都内実施地区向けアンケート調査結果等にみる重層的支援体制整備事業の成果と課題【森委員資料】でございます。

資料のほうは皆様、大丈夫でしょうか。

次に、会議の公開についてご説明いたします。

この委員会につきましては、設置要綱第12条の規定に基づきまして、公開となっております。また、この会議の議事録につきましては、東京都のホームページにて公開する予定となっております。

続きまして、Web会議システムでの発言方法についてご案内いたします。オンライン参加の委員につきましては、マイクのミュートを解除し、ご所属とお名前をお知らせいただいた後、ご発言いただきたいと思っております。ご発言が終わりましたら、再度、マイクをミュートにさせていただきたいと思っております。

接続状況を考慮して、カメラをオフにしている場合につきましては、チャットを利用してお知らせいただければと思っております。また、接続状況が悪い場合には、お手数ですがカメラをオフにするか、一度退室して、再度、入室するなどの対応をお願いいたします。また、先ほどご案内いたしましたとおり、この委員会の議事録につきましては、東京都のホームページにて公開いたしますが、会議中の録音・録画につきましてはご遠慮いただきたいと思います。

続きまして、委員及び幹事のご紹介ですが、資料2の「東京都地域福祉支援計画推進委員会委員名簿及び幹事名簿」をもって代えさせていただきます。

なお、本日は11名の委員のうち出席委員が9名、欠席委員が2名となっております。欠席委員は鍋木委員、新保委員となります。

それでは、以降の議事進行につきましては、小林委員長をお願いいたします。

小林委員長、よろしくお願いいたします。

○小林委員長 ありがとうございます。

皆様おはようございます。寒い日が続きますけれども、今日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に移りたいと思っております。一つ目のテーマですが、東京都地域福祉支援計画の進行管理（評価指標）の状況について、です。資料3になります。

では、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○畑中課長 資料3「東京都地域福祉支援計画の進行管理（評価指標）」についてご説明いたします。

こちらは、第二期東京都地域福祉支援計画中間見直し版の116ページに掲載してございますが、各評価指標につきまして、右から2列目、「現状」の欄を設けて、記載をさせていただきました。

評価指標につきましては、昨年度の中間見直しに際しまして、委員の皆様からもご意見を頂戴いたしましたが、第二期の計画期間中であることも踏まえまして、一番下にございます「成年後見制度推進機関を設置している区市町村数」のみを追加させていただきました。

第一期計画策定時の平成29年度と比べますと、数値の変化が分かりますが、昨年度、令和5年度との比較で見ますと、その変化を見ることは難しいかなというふう感じてご

ございます。

このように考えますと、継続して、長い期間、数値を取り続けることが必要と考える一方で、新たな計画を策定する際には、これに付随する代表的な指標を改めて選び出し、設定することも必要かと考えます。

次の計画策定におきましては、ほかの自治体の状況なども確認しながら、委員の皆様から、改めてご意見をいただければと考えてございます。

事務局からは以上でございます。

○小林委員長 ありがとうございます。

では、このテーマにつきまして、名簿順で恐縮ですが、まず区市町村の関係の方からご意見をいただければと思います。

最初に、西東京市の池嶋委員、よろしいでしょうか。よろしくお願いたします。

○池嶋委員 よろしくお願いたします。西東京市の池嶋です。聞こえますでしょうか。

○小林委員長 はい、大丈夫です。

○池嶋委員 よろしくお願いたします。当市のほうでも地域福祉計画第5期ということで、今年度、新たに計画の改定をさせていただきまして、順次着手をしているところでございます。

その中でも、行動指標ということで、主にその施策の中について、順次動き出しを見せているところもございまして、特にこの成年後見制度の部分であるとか、あとは当市のところでは、孤独・孤立の防止という観点から、ひきこもり支援ということを新たに力を入れて進めていくという状況でございます。

そういった取組をするために、その自治体の西東京の中でも、その組織の改定ということをして来年度の中でも予定しておりまして、そういう意味でも地域福祉計画の実施に基づいて、より重視をしていくというような状況でございます。

とはいえ、様々、他市の区市町村様と比べて、さらに力を入れていかなきゃいけないというような部分も見受けられるというようなところもございまして、様々な情報交換をさせていただいて、そういったことを通じて、またご指導、ご助言をいただければなというふうにも思っています。

このようなお話でよかったでしょうか。私から以上でございます。

○小林委員長 ありがとうございます。

それでは一通りお話を伺うことにいたしまして、新宿区の稲川委員、お願いたします。

○稲川委員 新宿区の稲川でございます。

新宿区の場合、地域福祉計画は区の全般の事業がこれに該当するという考え方から、新宿区が設置している総合計画に包含するという形でやっております。なので、それぞれの指標が新宿区全体の事業の中で指標を定めているというものです。

それとは別に、障害と高齢のほうで、それぞれの個別計画を立てておりますので、例えば成年後見に関する計画などはそれらの計画の中で、目標を立てて取り組んでいるところ

です。

新宿区の場合は、成年後見センターを立ち上げておまして、今までは、例えば市民後見人の養成数を目標にしていた時がありましたが福祉の制度ですが、人数などの数値で表していくのではなくて、必要な方にどれだけ必要な制度が届いているかというところが重要だろうという考え方に基づいて、目標なども変えながら対応をしているところです。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

それでは、日の出町の関谷委員、お願いいたします。

○関谷委員 日の出町の関谷でございます。聞こえますでしょうか。

○小林委員長 大丈夫です。

○関谷委員 日の出町は、ここ数年、成年後見制度を、この対応について、少し力を入れ始めてございます。

成年後見の推進機関としては3年ほど前にやつの形で立ち上げたところなんですけども、申立て件数はこの推進機関を立ち上げた部分によって、非常に多くなってきてございます。その対応も踏まえて、これから中核機関の立ち上げなんかも検討していかなければいけないのかなというような状況でございます。

ただ、成年後見の計画自体とか、そういったものはまだ正式に立ち上げては、出来上がってはいないんですけども、今後も成年後見の分野で力を入れていく必要があるのかなということで今、動いているところでございます。

日の出町は以上でございます。

○小林委員長 ありがとうございます。

今3人の区市町村の方からお話を伺いまして、共通して出てきたのが成年後見制度の推進ということだったと思います。大変興味深いというか、これからかなり重要な課題になってくると思いました。

西東京市の池嶋委員のお話は、成年後見と孤立・孤独防止との関連についておっしゃっていたと思います。

稲川委員のお話では、成年後見の目標値を、必要とする人にどのくらい届けているかという観点から、評価でしょうか、そのような指標をつくっていきたいというお話だったと思います。

関谷委員のお話も、やはり成年後見関係の相談が増えているとおっしゃいましたので、期せずして三つの自治体の方々から、このようお話を伺って、大変興味深かったですが、もう少し時間をいただきまして、池嶋委員のお話は孤独・孤立対策と成年後見とを結びつけるというようなことだったと思いますが、これについて、もう少しご説明いただけますでしょうか。

○池嶋委員 池嶋でございます。そうですね、直接的にその成年後見、孤独・孤立に対する国のほうの定める法律に基づくといった部分で、現時点で直接的にジョイントをさせて、

何か取り組むといったところは、形としてはまだ出てございません。

ただ、成年後見は成年後見で、当市の場合、あんしん西東京ということで推進機関は設置をしているわけなんですけども、その中から、来年度からはいわゆる中核機関化であるとか、そういったところの取組をする一方で、孤独・孤立の観点で言えば、先ほども言いましたようにひきこもり、ひきこもりということだと、若年層といったところのニュアンスがまだまだ強いかなというような状況ではあるんですが、実は8050、場合によっては9060などと言われているような諸問題に対して、当市としても顕在化をしております、その部分の若年層のみならず、そういう中高の年代ですかね。そういったところについての支援も拡充していくというようなところで、当市のほうで方向決定をしております。

そういうような中で、一つのセクションが、うちのところで言うあんしん西東京推進機関のところと、いわゆるひきこもり支援であるとか、その中にある困窮問題であるとか、そういうようなところを総合的にコーディネーターのほうを配置をしながら進めていくというようなところで、構想として持っております。

まだまだ駆け出しのところではありますけれども、そういう部分では動いていくかな、動きを見せていけるかなというふうに現状を考えているところでございます。

雑駁ですけど、以上、そんなような状況でございます。

○小林委員長 ありがとうございます。8050はやはり親の世代と子供の世代の関係になっていますが、そこに財産問題が絡むようなことがあると聞いたことありますので、大変興味深いご指摘だったかと思えます。

稲川委員のお話ですと、必要な方に成年後見がどのくらい届いているか、また、市民後見についてもおっしゃったので、この辺をもう少しご説明いただけますでしょうか。

○稲川委員 新宿区です。はじめ、市民後見の制度を始めたときには、その数を増やそうということで、取組をしていたところですけども、一定数80名弱ぐらいの市民後見人が今いる中で、どういう仕事を願うのかですとか、専門職の後見人との引継ぎをどうするのかですとか、そういった新たな課題がいろいろ出てきておりますので、成年後見センターの中で検討を続けていかななくてはいけないと考えています。

成年後見制度の認知度がどのくらいあるかというところに目標を定めまして、今までは人数ですとか、区长申立ての件数ですとか、そういった数で指標をやっていたところなんですけれども、そこを認知度というところで、みんなに広く知っていただくことで、必要なときに成年後見制度があるんだというところで相談につながるという、そういうところが重要なのではないかなという考え方に基づいたものです。

以上になります。

○小林委員長 ありがとうございます。ぜひこの辺も、指標としてどのようにつくったらいいか、重要な問題提起をいただいたかと思えます。ありがとうございます。

それから、関谷委員のほうから成年後見制度の利用推進機関の立ち上げによって相談が

多くなったということでしたが、その辺をもう少しご説明いただけますか。

○関谷委員 成年後見の相談機関として、社会福祉協議会の方に我々はお願ひしているところなんですけども、社会福祉協議会の成年後見の担当者が精力的に掘り起こしを行ったり、高齢部局また障害者の部局とも連携を取りながら、必要とされている人たちの掘り起こしも行っていることが、件数の増加につながっているのかなというように感じているところでございます。

ただ一方で、人数的に担当の制限、人数のやっぱり枠がございますので、やはり一人で持てる件数というのなかなか大変なところでございますので、そういったところで今、社会福祉協議会の担当者のほうもジレンマを感じている様子でございます。

そういった中で人員の増員に伴う予算の増額の話であったりとかという話も、町役場のほうに来るんですけども、なかなかそれに即答できるような状況になっていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○小林委員長 ありがとうございます。今のお話は成年後見制度と地域福祉権利擁護事業の両方のどちらの間合せが増えているということなのでしょう。

○関谷委員 今、日の出町では地権の相談件数が増えている状況でございます。

○小林委員長 ありがとうございます。では、そのような今コメントをいただきましたので、委員の先生方も、ご質問、ご意見がございましたらどうぞよろしくお願ひいたします。

社会福祉協議会関係の委員の方、いかがですか。

枝村委員は今日はお見えですか。

○枝村委員 立川市社会福祉協議会の枝村です。声、届いていますでしょうか。

○小林委員長 大丈夫です。

○枝村委員 はい、分かりました。では、今お話があったことというより、立川の現状についてもお話ししてもよろしいでしょうか。

○小林委員長 お願ひいたします。

○枝村委員 では計画策定についての現状ですけれども、立川市のほうでは、来年度から次期の計画が始まるということで今、計画の策定をしているところです。

次の計画から初めて、行政の地域福祉計画と、それから社協と市民でつくる地域福祉市民活動計画を策定の段階から共同委員会ということで、一本化の委員会として共通の理念と、それから共通の重点推進事項を定めて進めていくということにしています。これまでは推進に入ったところだけ共同委員会ということでやっていたんですけども、新たなチャレンジということで、そのようにしています。

重点推進の事項を5本設けておりまして、一つは相談体制を重層的にするということ、それから二つ目が地域福祉コーディネーターによる地域活動支援をさらに充実していくということ、それから三つ目が地域の多機能拠点をさらに拡充していくということ、それか

ら四つ目と五つ目が新たなものになるんですけれども、四つ目としましては、支える人を支えていく仕組みをつくっていくこと、それから五つ目が、さらに多様なつながりをつくるということで、特に福祉領域以外のネットワークをいかに重層的につくっていくかということを中心にしてしようということによって定めています。

評価指標についてなんですけれども、現計画の前の計画では、それぞれ数値目標を設けていたんですが、現計画ではそれを1回やめています。なかなか数値が本当に進捗しているものを表すかどうかというところで、課題があって、一旦目指すところをしっかりと定めようということ、やめたんですが、次期についてはもう一度、やはり評価をしっかりとしていきますよと。ただ評価指標はとても難しいという話をずっと続けておりまして、これもチャレンジなんですけれども、ロードマップという手法を使って評価をしていこうということによって今、準備をしています。現状についてはそのような状況です。

○小林委員長 ありがとうございます。

それでは、小山委員からもお願いいたします。

○小山委員 中野区社会福祉協議会の小山といいます。よろしくお願いします。

そうですね、中野区の場合も地域福祉計画と地域福祉活動計画は社協がつくっているものというのは、一体的には策定をしていないので、それぞれで目指す方向性というところは共有をしているところなんですけど、踏み込んでというところまでは至っていないというところになっています。

先ほどからお話があったように、中野区の場合も地域福祉計画も、やはり権利擁護事業ですとか、成年後見というところが割と内容には入っていて、ただ、地域福祉計画の地域福祉という部分でいくと、その個別支援と制度に届きにくい方をどうやって拾い上げて行きながら地域の社会資源ですとか、地域の広がりというところを、どのように評価指標にしていくのかというところが、活動計画も地域福祉計画も、それぞれ難しいと感じています。

特に先ほど説明にもあったように、設置数とかでいくと、そんなに変わらないんですけれども、生活支援コーディネーターの配置ですとか、協議体の設置や多世代交流拠点の整備といった中で、やっぱりそれぞれ自治体によって非常に多様化しているというところと、やり方だったり、どこにお願いをしているかというところでも変わっているというところもありますし、すみません、私も詳しくあれだったんですけど、介護労働者の離職率とかも、ちょっと0.2%減少しているんですけど、これがどれぐらい影響があるのかというところと、なかなかこの数値での評価というのが、本当に課題があるなと感じましたので、評価の数値というのは中野区の中でも考えていきたいというのが感想というところです。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。期せずして、活動の指標をどう取るかということがこれからかなり大きな課題になっていくというご指摘だったかと思います。制度の設

置とという外形的な、一般的な数ではなくて、もう少し踏み込んだ数値の取り方が課題になっているということだったわけですが、多分、後から森委員から同じような課題でご説明いただけると思いますが、今までを振り返って、今日こちらに室田委員が見えていますので、評価指標等々の取り方全般でも結構ですし、個別の論点でも結構ですが、何かコメントありましたらお願いいたします。

○室田委員 東京都立大学の室田です。そうですね、計画という、その行為そのものが、ニーズと資源を可視化して、そのギャップについて検討して、それを計画的に埋めていくということが、計画のそもそも原理としてあると思います。今回の評価指標を拝見すると、これまでも都の計画において用いてきた指標ですが、やはり東京都のような大都市において、推進委員会を2回開催という中で、どれだけ細かい評価指標を我々委員が読みこなして、それを今後の改善につなげられるのかという、その運営上の課題もあるのかなと思いました。そういう意味では、これまで用いてきているこの評価指標というのは、比較的分かりやすいという評価です。ただし最低限の項目になっているのかなとは思っています。

これをどこまで広げることが可能なのかということが一つ、今後、議論していくことかなと思っています。いろんなデータをとことん集めて分析し議論することが、この委員会の中で時間があるのかとか考えると、まずどれだけ丁寧に評価するのかということと、この委員会の運営の仕方も共に検討しなくてはいけないのかなということの一つは思いました。

現状の評価指標で言うと、冒頭に課長からこれを今後少し改定していくということも検討されているというお話がありましたが、どちらかという、自治体が直接予算をつける、ないしは直接働きかけることで改善できる項目が多いと思いました。

逆に、直接働きかけてもなかなか変えることが難しいような項目としては、介護労働者の離職率というのは、遠いところのアウトカム指標になると思います。アウトプットと言われるような直接取り組むことによって結果に反映することができる項目と、間接的に結果が表れる項目を今後どれくらい組み合わせしていくのかということが、もう一つ検討すべきところと思いました。今後、評価指標を変えることを模索するのであれば、それも検討することと思いました。

あとはもう1点、現状は計画に直接関係する項目を用いていますね。計画で掲げたことに直接関係する項目以外でも、次に策定する計画の材料という意味では、直接計画に記述されていないこと、記述されていることのさらに周辺的なことに関しても、指標を設けたり、もしくは少しデータを集めるということをしてもいいのかなと思います。そういう意味では探索的に今どうということが都内で課題になっているかということをも明らかにして、現状の計画ではそこにあまり効果がないのであれば、次に策定する計画で、どういう項目を加えることによって、改善を図るのかという材料にもなるのかなと思いました。

大きく分けると、三点です。一つはこの委員会の運営上、どれくらい丁寧な評価が可能

なのかということと、2点目はアウトプット指標に加えて、アウトカム指標をどれくらい設けるのかということと、3点目は、この計画に書かれていないような項目も少し可視化すること、データ化することによって、今後の計画にそれを参考にするということも必要なか、そういったことを少し思いました。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。先発的なこれからの取組の方向について話していただきました。事務局から何かコメント、ございますか。

○畑中課長 はい、次の計画に向けては、また改めてこの指標について整理をさせていただければと思っています。その際、各委員の皆様にも改めてお話をさせていただく必要もありますし、事務局案として、こういうものはどうでしょうという提示ができれば、と思います。

○小林委員長 そうですね。ありがとうございます。

多分、例えば国から制度がおりてきたときにこの制度を始めたという場合には、多分ここに書いてある設置数で分かると思うんですね。これを見ますと大体、それぞれの自治体で可能な限りやっていたらいいという感じがしますが、それぞれの自治体でどのように定着させるというか、自治体ごとの状況に合わせて計画の設定とその成果をどのように表すかという、あるいは今室田委員がおっしゃったようなアウトカム指標でしょうか、どのような成果が出ているのかについて、都が支援計画で、どのような数値を取るとか、それぞれの自治体ではどのような目標数値や成果数値をつくるかということになります、やっぱり都と自治体ではレベルが違うので、その仕分をどうするかが課題かなと思ったのですが、この辺はいかがですか。

例えばちょっと気になったのは、都内の介護労働力の離職率、これはマスコミ等でも本当に大変だ大変だと言われるわけですが、これはある意味では自治体は直接にはコントロールできない面があって、一般の労働市場の話にもなりますので、自治体が主体になってというよりも、逆に広域自治体である都がここはきちんとやってほしいという話になるのかとかなど、その指標についてはどこが主体となって関わるか、ということが問題になるかと思いますが、その辺の仕分の問題もありますでしょうか。

○畑中課長 そうですね、この介護労働者の離職率の部分に関しては、この地域福祉支援計画の中でも、福祉人材の確保・定着・育成というところもあって、指標に入れているのかなと感じております。確かにこの数字だけを見ると、都がどうこうできるものでもないというのは、先生のおっしゃるとおりではあります。

○小林委員長 そうすると、自治体が主体的に推進する項目と、広域で都がやっていただくのと多分あるというような整理が必要かもしれませんね。

それと先ほどの少し質的なところを組み込んだような指標を都が出してくださっているわけですから、それをどのようにピックアップして、区市町村自治体にもお知らせするかということも、都に検討をお願いすることになるような気がいたしますけれど、いかがで

しょうか。

ほかに何か、この件でご意見等がありましたら、いかがでしょうか。

森委員、どうぞ、お願いいたします。

○森委員 ありがとうございます。音声、大丈夫でしょうか。

○小林委員長 はい、大丈夫です。

○森委員 室田先生に整理いただいて、社協も地域福祉活動計画をつくっているのです、すぐ参考になって、ありがとうございます。

今日、実は午後から室田先生に飯田橋に来ていただいて、地域福祉活動計画の社協の担当者に集ってもらって、計画の推進について、お互いにディスカッションしようかなということ、ちょうど予定しておりましたので、先生、新宿まで来ていらっしゃるから確実に飯田橋に来てくれるなど思っているところです。

やはり今は地域活動計画について、各社協では、住民の取組ということもありますので、住民の皆さんが共有しやすい、分かりやすい理念や目標を描いて、5年後の姿、そういった辺りを少し言葉で作りながら、そこを共有しながら、その目指す姿に近づいているかどうか評価しているところが多いのかなと思っています。

その意味で、今、先ほど午後に、そういった形で社協の担当者同士が集まり、そういった評価の工夫をお互いに意見交換できる場があるということは、とてもありがたいなと思っています。そこからすると、区市町村の地域福祉計画のご担当者の方も、こうやってこの後ご説明いただくようなアンケートを定期的にとっていただいて、そういったことがお互いに計画の中で取り組まれているんだ、こんな工夫が実施されているんだということを情報交換ができることがとても大切なのかなというふうに思っております。

でもちょっと今、手を挙げさせていただいたのが、先ほど権利擁護の成年後見の関係のことがありましたので、権利擁護事業は東社協の地域福祉部で所管しているのです、ちょっとお話をさせていただけたらと思います。

まず西東京市の池嶋委員からお話いただいた孤独・孤立との関係というところでは、二つ権利擁護関係では出てきています。一つが、65歳以上の単独世帯が東京では、ほぼ3世帯に一つが単独世帯といった高齢者の一人暮らしが増えているという状況もあるかなと思っています。入院や入所といったことに対する家族の支援が得られないことへの不安というところが権利擁護の周辺でも出ているかなというのが1点、そうだなというふうに伺っておりました。

もう一つは、地権事業の利用者の方が都内では4,000人ほどいらっしゃって、成年後見制度の手前のところで、早くから権利擁護の必要な方をキャッチするという機能を果たしておりますけれど、その方をやっぱり毎月見てみますと、なかなか日中の通い場がない方、特にコロナ禍でそこを失ってまだ取り戻せない方というのが結構いらっしゃるかなと思っています。そういった日中の会話がないう方を、例えば介護保険サービスのデイサービスにつなげればいいのか、障害の作業所につなげればいいのかというだけじゃなくて、いろ

んな形で地域のインフォーマルな場とも少し、例えばボランティアに参加してもらったりということも含めて、地域社会とのつながりということも地権事業のケースの中では出てきているのかなと思っています。

そういった意味で、孤独・孤立と成年後見制度というところでは、やはり後見人の方がやっぱりいろんな方とネットワークを組んで、地域での過ごし方ということを少し広げていく必要があるというところが、池嶋委員がおっしゃったところでは大切なのかなということも改めて感じたところです。

また、稲川委員がおっしゃっていただいていた権利擁護の必要性というところでは、このところそういったことを検討する支援検討会議というものを各区市町村段階で設置する取組が進んできております。例えば、地域福祉権利擁護事業をご利用の方が成年後見制度が必要になってきたときのタイミングの見極めが難しかったりとか、あるいは地域包括支援センターとかケアマネの方が気づいている方で、この方は成年後見制度が必要なんじゃないかなということも、そういった会議体のところで検討していただき、権利擁護の必要性があるね、あるいはこれ権利擁護を、成年後見じゃなくてこういった制度で対応できるよ、ということも検討する会議体が東京都の支援で進んできているところがあります。その機能もあって少し、地権事業から成年後見制度にスムーズに移行したりとか、こういう場合に成年後見制度が必要だねというような支援機関の理解が深まったりとか、そういったことも少しずつ進んできておりますので、稲川委員がおっしゃっていただいた、権利擁護の必要性をきちんとみんなが理解するって、すごく大事なんだなと思うと、貴重な指摘だったかなと思っています。

あと日の出町さんのところでは本当に、社協さんで地権事業を40件も、町村ですけど、やってくださっているような日の出町社協の実態があります。それだけニーズがある一方で、やっぱりその権利擁護に関わる担い手がすごく西多摩や島しょ部では本当にしているという現状もあります。そういった、もともとある成年後見の形だけで、町村の権利擁護を考えていくということも限界があるので、いろんな在り方ということも少し考えないと、本当にニーズに応じていくのが難しいと思うことと、やっぱりきちんとした体制を取っていくということが大切なのかなと思って、ありがたいご発言だったかなと思っています。ありがとうございます。

○小林委員長 ありがとうございます。大変適切なコメントいただきまして、よかったですと思います。

それから、内藤委員は今日お見えになっていますでしょうか。

内藤委員、何かご質問ご意見等、ございますか。

○畑中課長 今、席を外していらっしゃるようです。

○小林委員長 では、また戻られたということ。

大変良いご意見をいただきまして、これからの評価指標のつくり方についても、良いディスカッションができたのではないかと思います。

では、この件はこれまでといたしまして、次に行きたいと思います。

○小林委員長 区市町村地域福祉計画の策定に関する状況等調査結果について、説明をお願いいたします。

○畑中課長 資料4の「都内区市町村の地域福祉計画の策定状況等（令和6年度調査）」についてご説明いたします。

2ページ目でございます。調査概要でございますが、この調査につきましては、東京都地域福祉支援計画の進行管理及び今後の施策検討などを目的といたしまして、毎年、各区市町村の皆様にご協力をいただきまして、実施をしているところでございます。

今年度の調査では、重層的支援体制整備事業の取組状況に関する現況調査と併せて、6月から7月にかけて実施をしたところでございます。

この調査結果につきましては、既に、各区市町村にはお示しをしているところでございますが、本日は、この内容を整理して、ご説明をさせていただきます。

3ページ目、区市町村地域福祉計画の策定状況ですが、計画の策定は、社会福祉法第107条が根拠となっておりまして、区市町村の努力義務とされてございます。

都内では、策定済みが58、現状では未策定だが策定予定とした自治体が1、となっております。

この自治体につきましては、令和7年度に策定作業に入る、と回答してございます。

その他、策定の予定がないとした自治体が3となっております。

下段の点線の囲みの部分、参考としまして、国が公表している数字を掲載しております。こちらは、令和5年4月時点となっており、最新の令和6年4月時点の状況につきましては、国からの依頼を受けまして、本年1月に東京都全体の回答をしたところでございます。

4ページ目、計画に記載されている内容でございますが、社会福祉法第107条第1項の各号に示されている内容につきまして、記載することとされているほか、策定のガイドラインが国から示されてございます。

調査項目が多岐にわたっておりますが、たくさん記載されていけばよいというものではなくて、各自治体の計画を一つ一つ確認することが難しい中で、参考データとして提供することを考えたものでございます。

国のガイドラインによれば、「区市町村においては、主体的に、法に記載されている5つの事項についてその趣旨を斟酌し、具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、それらを計画に盛り込む必要がある」とされてございます。

また、自治体によって、地域福祉計画を単独で策定しているケースもあれば、その他の計画と合わせて「合本」としているケースもございまして、策定方法によっても違いが生じているものと考えてございます。

続いて、6ページ目、計画の推進体制等ですが、ご覧のとおりとなっております。

この中で「5. 関係機関との連携」でございますが、「地域生活課題を解決するに当たって連携している関係機関」で、かつ「個別事案で連携している場合のみ」という条件を

付して回答をいただいております。

その上で、7ページ目となりますが、「6. 関係機関との連携における課題」につきまして、自由記載として回答いただいたものを整理してございます。

個人情報について、共有する仕組みやルールの検討が必要、関係機関が同じ目線での課題共有ができていない、この二つが、最も多かった意見となります。

そのほかに、関わるのが難しいケースにおける対応について、複雑化・複合化したケースに対応できる知識を持った人材が不足している、担当者の異動や退職、があり、またマンパワー不足として、そもそも、多くの関係機関が多忙を極めている中で、連携に割ける余裕がない、とする意見もございました。

ここから見える事柄といたしまして、多くの関係機関が連携することにより、相談者の属性や世代、相談内容にかかわらず、包括的な支援が可能となり、複雑化・複合化した課題に対しても適切な対応ができるようになる、このことが連携のメリットと考えられます。

ただ、その一方で、情報共有の難しさや、多くの関係機関が集まることによる役割分担の問題、また関係機関ごとの課題に対する認識のズレなどがありまして、これらに対応する方策の一つとして、重層的支援体制整備事業の活用が考えられるかと思えます。

最後に、8ページ目、「地域福祉を推進していくうえでの課題」でございますが、「地域づくり」「専門人材の確保・育成」が核になってこようかと思えます。

とりわけ、「地域づくり」につきましては、共同体機能の脆弱化、そして人口減少が進むことに伴う地域社会の担い手不足が生じている中で、地域における見守りや支え合いの関係性を広げるために、地域福祉コーディネーターのようなコーディネート機能を生かしながら、新たなつながりの創出や、多世代が交流するような「場」づくり、地域のために何か活動をしたい、という住民の思いに応えるような学びや体験などを生み出していくことが必要に感じます。

ただ、このときに、新たにものをつくる、事業をつくり出す、という発想から始めるのではなくて、これまで各自治体や地域で培われてきました、様々な取組や活動を評価し、それらを生かしつつ、足りないものや、必要と思われるものを補っていくという視点と、庁内・庁外での議論や熟議での過程が、持続可能な地域づくりには必要と感じられます。

この辺りにつきましても、委員の皆様のご意見を伺えれば幸いです。

事務局からの説明は以上でございます。

○小林委員長 ありがとうございます。

先ほど各自治体の皆様から話を伺ったわけですが、恐れ入りますが、もう一度、池嶋委員、稲川委員、関谷委員から今のような計画策定状況等につきまして、ご意見、ご感想をいただければと思います。

池嶋委員からお願いいたします。

○池嶋委員 よろしくお願いたします。先ほどの評価指標のところでも少しお話をしてしまった部分と重なる部分もございますが、ご了承いただきたいと思っておりますけれども、当

市の場合は、第5期地域福祉計画といったところで、令和6年4月1日に改訂版の更新をさせていただいたという状況でございます。

今ご説明があったとおり、課題認識といったところは、おおむねご説明いただいた、この集計の中とも一致をしている部分、そういったところはやっぱり課題が多いのかなというところで、再認識したというようところが率直な感想でございました。

その中でも、前回のこの会で、私のほうからその課題といたしましうか、その感想を述べさせていただいたので、当時の取組の中で、前期、第4期地域福祉計画の中で、身近な相談窓口の設置というところがうたわれていまして、その4期の中で、福祉丸ごと相談窓口というものを設置をさせていただいて、さらにその5期、今回の改訂版の中の地域福祉計画の中で、よりその詳細な具体のアクションを起こしていくというような章立てで策定をしたわけなんですけども、やはりその中で見えてきたといったところでは、まず、何というのでしょうか、そういう福祉の相談窓口といったところだと、言葉は悪いんですけど、いわゆるドタバタの対応が多いんですね。落ち着いていろいろ検証できるという場もなかなか少ないんですが、そうしてみると後で振り返ってみると、いろんな市の中の関係部署、それから、その他団体、関係機関、社協さん含めてのその取組、改めてそこではいろいろ関わっているなというのが思いでございます。

ただ、そういったところで、先ほど課題の中にあつたとおりに、各おのおのが持っている、その役割、責務、範囲、そういった部分、こちらをいま一度、そこをやっぱり皆が再認識をする必要があるのではないかなというふうに思っております。

前回もちょっと言わせていただいたんですが、結果といたしまして、何でも丸ごと相談窓口のほうに振ってしまうというところの課題もありましたので、そういうようなところが今後とも課題になってくるのかなというふうに思っております。

あともう1点が、地域福祉計画の策定をする中で、見えてきたところとして、いわゆるその福祉の中のサービス、こちらをお受けになられている方というのは、どういったアプローチという部分もありますけども、結果としていろいろとつながっているという部分はあるのかなと。問題はサービスにつながっていない方の発掘が非常に大事なのかなといったところで、行政を含めてその福祉サービス、細かな法的な制度はよろしいかと思うんですけども、どういうサービスが本当に必要な方について周知をされているかなといったところも、その計画のアクションを通じて、取り組んでいかなきゃいけない部分なのかなというふうに感じているところでございます。

ちょっと、少々長くなってしまいましたけど、一応そういうふうに認識というところでございます。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

では続きまして、稲川委員お願いいたします。

○稲川委員 新宿区の状況についてです。先ほども申し上げましたけれども、単独で地域

福祉計画としているわけではなくて、区全体の総合計画が地域福祉計画だというような位置づけをしております。

その中には、今まで話、議論になってきたところはどちらかという支援助力だと思えるんですけども、区全体というところですので、地域や町会とのつながりですとか、またハード面で、まちづくりですとか、そういったところも全て含めて、区全体の事業が地域福祉計画に包含されるというような形を取っております。

その中でやはり新宿区の特徴としましては、多様性だと思います。外国人の人数も多いですし、様々な方が都市部ということで、集まってきている。それは来街者だけではなくて、やはり区民の中でもいろいろな方が新宿区にお住まいになっているという現状があります。そこにしましては、福祉の私どもの窓口としましては、それぞれ障害とか高齢とか生活保護とかございますけれども、それぞれの部署がきちんと連携をすることで、情報共有しながら対応していくというような形を取っております。もちろん難しいケースとかもございますけれども、基本的には職員の連携の中で対応ができていくという状況でございます。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

関谷委員お願いいたします。

○関谷委員 日の出町の関谷です。日の出町では、計画の推進体制などは、やはり先ほどのアンケート結果と同様で、やはり社会福祉協議会であったり、民生・児童委員、また町内の自治会の自治会長さんたちとの連携が主体となってございます。この辺りは西多摩の各町村にも聞いたところ、同様な体制であるというように伺っております。

一方で、やはり問題として事業の進捗管理という部分では、計画書自体ではうたっているものの、あまり進捗管理というものができていないのが現状となっております。これはこの後の課題にもつながってくる話なんですけれども、やはりこういったところで、どうしても計画は立てたけれども、最終的な計画の進捗管理をどうするかというところが、やはり大きく課題として残ってしまっているという状況でございます。

また関係機関との連携でございますけれども、アンケート結果の計画の課題の中で述べられておりましたけれども、我々だけが抱えている問題ではないんだというような話を改めて認識したところでございます。特に複雑な案件については、複数の部署にまたがったりすることも多くあるという中で、その課題の共有がどうしてもなされていないというところが、やはり課題としてあるのかなというふうに考えております。

小規模町村であれば、庁内の職員の顔がすぐ見えますので、そういったところでの連携というのは非常に進むんですけども、逆に複雑な案件になればなるほど、専門的な対応を図れる職員もいないということで、みんな及び腰になってしまって、そこでの共有、協力体制が進んでいかないのかなというところはございます。

また地域福祉を推進していく上での課題というところがございますけれども、この話につ

いては、前回の会議の中でもお話をさせていただきましたけども、やはり西多摩、町村の抱えている課題ということでお話をさせていただきますけども、やはり町、社協、共にマンパワーの不足というものがどうしても出てきてしまいます。また地域にあっても、高齢化に伴う自治会への加入率の低下、また民生委員であったり、そういう担い手の不足、また地域の団体の高齢化に伴う担い手の不足、こういったものも露見してくる状況でございます。

また社会資源ですね。こういった部分での足りていない状況が課題となってきてございます。西多摩については、これらの課題を解決していきながら対応を図っていかねばならないんですけども、どうしても今、重層的支援事業の構築というのは課題となるんですけども、この部分の解消に努めていかねば、ここの重層的支援事業をうまく進めていくことは難しいのかなというように考えているところでございます。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。それぞれの自治体の課題を端的にお話しただいたかと思います。

今お話伺っておりますと、一つはやっぱり総合相談体制ですね。丸ごととおっしゃったと思いますが、これを設置したことによる課題が見えてきたという点が1点目、それからやはり地域のいろいろな資源をどのように開発するか、資源をどのように生かして活用するかということが大きな課題になっているかというように伺いました。

8ページのところでも、やはり地域づくりということが課題になっておりますし、それから専門職を含めた体制づくりという、多分一番基本的なところなのでしょうが、以上のようなお話だったかと思えますけれども、委員の皆様から、どなたか発言はございますか。

室田委員、どうぞお願いします。

○室田委員 では幾つか気づいた点をコメントさせていただきます。

まず、やっぱり都内の各自治体の計画の状況をこれだけ把握されているという点で、貴重なデータだと思いながら拝見しました。

5ページのところで、計画内容に記載あるなしで差が出ているということが示されていますが、むしろこれはいいことかなと思いました。凸凹があるというかですね。その自治体の特徴に応じた記載内容になっているということだと思いますので、ある意味、それぞれ地域の特徴を生かしているということの表れが、この記載なしの項目があったりするところと思いました。

先ほど新宿区の稲川委員からは多様性が重要だというお話でしたが、恐らくそういう、その地域の特徴が計画に表れているところは、本来計画のあるべき姿かなと思っていましたので、記載なしの自治体を減らすとかということではないのかなと思ながら拝見していました。

続いて6ページの評価指標の設定についてです。先ほど、日の出町の関谷委員から評価

指標の設定はなかなか難しいというお話ありましたが、評価指標を設けているのが約半数の自治体ということですが、もし可能であれば、アウトプット指標なのかアウトカム指標なのかを確認できると、よいと思いました。何をアウトカムとするのか、何をアウトプットとするかというところ、共通認識をつくる必要があると思うんですが、それがあるとまたこのデータがより詳細で使用価値の高いデータになるかなと思いました。

また同じページの4番の地域福祉コーディネーター等の配置人数に関してですが、これはやっぱり人口当たりの配置人数の差も出せるといいと思いました。既存のデータから、全体の配置人数だったり、配置している自治体は分かるわけですが、人口5万人当たり一人なのか、もしくは10万人当たり一人配置というところもあるかもしれませんし、一方で、1、2万人当たり一人というような配置のところもあるかもしれません。そこら辺の違いも見えてくると、各自治体にとっても参考になるのではないかなと思いました。

あとは、そうですね、7ページで言うと、担当者の異動が課題だと挙げられていて、これは私自身も、幾つかの自治体の計画に携わっているんで、とてもよく分かります。前の担当者の方がすごく熱意を持って進めていて、そこまではよかったけど次の担当者の方からすると、なかなかついていけなかったりという状況が起こることもあるので、外部から関わる委員として、どこまで進めていいのか悩んだりしますが、こういった異動による弊害の解消として、先ほど森委員がおっしゃっていたような横の情報交換の場、他市との情報交換の場みたいなものがあると、解消につながるのではないかなと、そんなことを思いました。

以上になります。

○小林委員長 ありがとうございます。

では、事務局のほうから何かコメントはございますか。

○畑中課長 はい、各委員のお話を参考にさせていただければと思います。

○小林委員長 ありがとうございます。

私の印象なのですが、8ページの5つのコースですね。地域資源の開発、生活支援のところの開発ですね。それから地域づくり、専門人材、庁外連携、財源確保、これはみな本当に基本的なところで、地域福祉というのはこれがないと進まないということが基本になってくるかと思います。多分それぞれの自治体でそれぞれご苦労をなさっていると思いますが、ぜひ何か良い事例や取組、好事例を集めていただければと思います。これは、この支援計画委員会の話かどうか分かりませんが、そのような情報の収集と提供みたいなことは可能ですか。

○畑中課長 そうですね、計画の策定の年以外であれば、シンポジウムを毎年行う予定にしていますので、その際に好事例があれば発表していただいたり、あとは事務的に提供するという事はできるかと思います。

○新内幹事 すみません。たしか、この5ページのところに、計画に記載の少ない項目の

1点目に社会福祉法人による地域における広域的な取組、これは、地域公益活動として、社会福祉法人に求められている取組で、やはり地域の支援の担い手を新たに開発する、つくるというのは非常に今、厳しい中、既存の資源というか、社会福祉法人の取組で、地域でいろいろ協力しながら、例えば保育園の園庭を開放して、地域の人が集まる場をつくって相談を受けたりとか、バザーやったりとか、そういったのって、たしか森委員のところでも、事例集とかハンドブックを作ってやったりしているかと思いますが、まだまだやっぱり自治体の認知度というか、社会福祉法人も忙しいと思うので、みんなが協力できるわけではないと思うんですけども、やっぱりそういった取組なども、参考にしていくということは、あるのかなと思っています。

○小林委員長 私も全くそのように感じておまして、地域公益活動を推進する法律はあるのですが、それがどのように進められるかについては、良い事例がたくさん出てきていますので、もう少しこれを自治体レベルでの仕組みとして展開できないか。

法人さんは特定の自治体だけではなく広域の活動も展開していますので、その広域の仕組みをもう少し地域での活動と結びつけるような仕組みができないかなということを感じておりましたので、今、新内幹事のおっしゃったことは全く同感で、ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

内藤委員、お願いいたします。

○内藤委員 8ページですけど、地域福祉を推進していくような課題ということで、少しお話させていただければ、と思います。

地域づくりで、私自身のほうで地域とのつながりを望まない人が増えているということなんですけど、一ついい例をちょっとお話させていただいて、よろしいでしょうか。

○小林委員長 お願いします。

○内藤委員 地域づくりのところで地域とのつながりを望まない人が多くなってきたということは間違いないと思うんですけど、そこで新たな取組をされた自治体があるんですけど、地域防災連合で防災訓練をいつも行っているんですけど、年々参加者が少なくなってきて、防災訓練の取組として、もっと幅広い方が参加できないかということで目標にされたんですけど、その訓練のところにキッチンカーを何台か呼び出して、設置したそうです。そうしましたら子供たちとか、お母さん方が多く参加されたんですね。

それで災害時に食料供給として、こういうことがいいんじゃないかということで、地域の掘り出しというんですかね、人材を、そういうのも兼ねて行った実態があります、ということでお話をさせていただきました。よろしくをお願いします。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。内藤委員のところの民生委員さんも関わっていらっしゃるということですか。

○内藤委員 民生委員としてじゃなくて、地域の住民として参加させていただいてです。

民生委員でもこういうふうに取り組ができればいいかなということがありましたんで、参加させていただきました。

以上でございます。

○小林委員長 ありがとうございます。キッチンカーというのほどこが出してくださったのでしょうか。

○内藤委員 募集をかけましたところ、参加してくださるとのことなんですけど。

○小林委員長 防災と結びつけて、こういう取組があるのは大変興味深いですね。よいお話だと思います。また、こういう情報がありましたらぜひお届けいただければと思います。ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、少し時間が押しておりますので、次の項目に行きたいと思います。

重層的支援体制整備事業の取組状況に関する現況報告についてです。

資料5ですが、都社協の森委員から説明をお願いいたします。

○森委員 東京都社協の地域福祉部の森です。私のほうから少しお時間をいただいて、ご説明させていただきます。

この計画の中間見直しのときにも、包括的な支援体制を構築していく（重層事業）を取り組んでいくということが、重点課題の一つに位置づけられているかなと思っております。その進捗状況について少しご説明させていただきます。次のスライドお願いいたします。

こちらのスライドにありますように、令和6年度、今年度から都社協が東京都から受託して、後方支援事業というような取組を実施しております。（1）から（4）までの取組をここに記しておりますが、一つはこの後ご説明させていただきます、自治体と社協向けのアンケート調査、①ですね。これを2回に分けて実施しております。

また、②のところですが、これまで、昨年度まで新規実施地区の社協さんにずっとヒアリングをしてきていたんですけど、今年度、自治体と社協さんに5自治体、新規実施地区のヒアリングをして、後ほどご説明するニュース等で各自治体、社協さんに情報提供するという取組をしております。

③なんですけど、未実施の自治体のところで、少し進め方、お悩みのところというところからお申出いただいて、5自治体ほどのところにお邪魔をして、学習会の企画等についてご支援をさせていただいているところが未実施自治体への支援になっております。

特に未実施自治体さんとお話をしていると、先ほど室田委員にもご指摘いただきましたけど、横の情報というところがなかなか見えていないところが悩みになっていて、視察に行ってみたところのイメージがすごく強くなってしまって、実は重層事業、これからご説明しますけれど、やっているところ、例えば23か所あれば23通りのやり方があるというところなんですけれど、未実施自治体のところでいろいろ考えていく悩みがあります。そこら辺のどんなふうなことをもともと目的とした事業なんだろうかという庁内の認識づくりとかを学習会への協力を通じて支援しています。

(2) と (3) のところになりますけれど、今年度から年に3回、そのうち2回は全地区の自治体と社協が集まって、実践報告等と、あと非常に有効だと思っておりますのが、グループの情報交換を実施するようになってきています。実は重層事業の担当者と先ほどの地域福祉計画の担当者、結構一致している自治体が非常に多くなっております。この重層事業ということを通じながら、地域福祉計画の担当者も横のつながりができる機会として、これはすごく大切な取組かなと思っております。

また(3)のところ、先行して取り組んでいる実施自治体だけが集まった情報交換も実施しております。

そして(4)のところですが、取組の内容について不定期ですが、『後方支援ニュース』という形で自治体さんと社協さんに、それぞれ取組のニュースを発行したりということと、これから開設するものになりますが、そういった取組を自治体と社協さんだけでなく、いろんな方に知っていただくようなポータルサイトの開設を、これから予定しております。

また昨年度まで取り組んでいる自治体の実践事例集を作成しておりますけれど、今年度も事例集の発行を予定しております。

その上で次のスライド以降のところをご説明させていただきます。

今回実施した、これからご説明する調査になります。左側が取組状況の調査ということで、6月に実施したものです。右側が成果と課題の調査で、これは直近の12月に実施した調査になっています。これからご説明するスライドの13番までが左側の取組状況の調査、14番以降が成果と課題の調査になります。

それでは具体的にご説明させていただきます。次のスライドお願いします。

まず実施地区になりますけれど、6年度現在で23の自治体、左下にございますように、実施地区というふうになっています。今日ご出席の委員の皆さんで申し上げますと、枝村委員の立川、小山委員の中野、内藤委員の国分寺、池嶋委員の西東京、この辺りが今、実施地区として入っている形になっています。次のスライドお願いします。

幾つか取組状況の中で、キーワードになることを切り取りながらご説明させていただきます。最初のスライドは自治体の方々に重層実施の実施地区と、あと移行準備の方々に総合相談窓口をどうしていますかと尋ねた設問になります。結果として出てきましたのが、およそ4割ほどの自治体が総合相談窓口は設置しないという回答が出てきています。左下のほうにちょっと図を並べておりますけれど、この重層的支援体制整備事業は、まず相談を包括的に進めていこうというような発想になっていまして、左側の図の①、もともと既存の地域包括支援センターや子ども家庭支援センター等、そういった分野別の相談機関に対して、一つは分野を超えた相談が入ってきたときに、一旦受け止めてくださいねというような、そういった事業の構成になっています。その受け止めたものをどうしていくかということがあるので、②のようにお互いの、この機関だったらこのことの相談に応じれるかなというような連携を強化する仕組みということに取り組んでるのが②のところのご

います。

また併せて、③のような形で、必ずしも相談をする、しないというところに至らない、しかも困っている方が潜在化しているという方を地域の方の場に出向いて見つけてくるというような、アウトリーチということを行うということが大切になっています。

そしてもう一つは④のところで、相談したいけれど、どこに相談していいか分からないという方は、やはり総合相談窓口があるとなつてくるだろう等々のような形ではありますが。こうした相談体制をこの①から⑥の全体の中で組み合わせながら組み立てているのが実態かなと思っています。

その中で総合相談窓口を実施しないというところが4割となっていますが、相談したいけれど、どこに相談していいか分からないという方もいらっしゃるわけなので、総合相談窓口が要らないというわけではないのですが、総合相談窓口だけを前に出してしまうと、みんなそこに相談が集められてしまって、既存の相談機関同士の連携が進まないということが想定されるため、あえて最初は総合相談窓口なしで既存の相談機関同士の連携を高める、そういった考え方がここの背景にあると思っています。

また左上のポチの二つ目にありますように、総合相談窓口を設置するんですけど、それは週1回に限定して、そのほかの曜日は積極的にアウトリーチする、そういった自治体も見られました。次のスライドをお願いします。

この、先ほど申し上げました既存の相談機関が相談を受け止めようねということ、重層事業では「断らない相談」というキーワードで言われております。そのことについて図にありますように、そういった断らない相談の力をつけていくために取り組んでいることが、研修や連絡会の開催となっています。そこでは、一番大事になっているのが、既存の相談機関同士がお互いにどんなことを、機能を持っているかをお互いに知り合うことが重要になっているという様子が伺えました。次のスライドをお願いします。

重層事業を実施すると「支援会議」というのが社会福祉法上使えるということで、まだ利用者の同意を得られないようなケースについてアプローチの仕方を検討する会議体として活用されている状況があります。

右の図のほうにありますように、令和5年度に既に実施している自治体で、ケースはどんな感じですかというようなところで見ると、少ない、多いはありますけれど、実施している自治体、5年度の実施自治体では支援会議をどこも持って、それぞれケースを持っています。ケースの主な特徴にありますように、複雑な課題を抱えている方、8050、あるいはヤングケアラーといったケースが出てきていて、主な構成メンバーのところも少しずつ福祉以外の分野にも広がりを見せています。

次のスライドをお願いします。

あと、この重層事業には、新しく交付金を使ってアウトリーチをする機能を高めていくメニューがあります。そこをどういうふうに使っているかということ、これは実施地区の社協さんに聞いたアンケート結果になっております。

そうすると、アウトリーチに取り組んでいく時期ですけど、支援会議の開催前とか、重層的支援会議の開催後という言い方をしておりますけれど、要は、早くつながる前の段階、あるいはご本人と一緒に解決に進めていこうというような段階を含めて、アウトリーチが行われていました。取組まれている内容について、アンケートの中身でも伺ったところ、①、②、③、④というふうに、発見把握から継続的な関わりに至るところまで、アウトリーチを少しずつ「出会う」、「つながる」、「ほぐす」、「継続する」と関わり方を少しずつ変えながら、ほかの機関とつながりをつくる、地域とのつながりをつくるというようなところで、重層事業の特徴の一つである、支援に連続性をつくるというところにアウトリーチが活用されている状況が伺えました。

次のスライドをお願いします。

室田委員からも、先ほど地域福祉コーディネーターは、人口別に見るとどんな感じなのということのご指摘もありました。今回、実施地区のどこでの配置状況について把握したのになります。真ん中の図にありますような、地域福祉コーディネーターの配置の仕方として、各圏域に複数のコーディネーターを配置するというのと、担当エリアを持たずに全体を統括するコーディネーターを配置する、こういった二つの考え方が少し重層事業では出てきているかなというふうに思っております。

上のポチのところにありますけれど、その視点で見ると、20地区が担当圏域を設定するとともに、半数以上の地区で各圏域に複数名を配置している。また、6割の地区でエリアを担当しない全体統括する地域福祉コーディネーターを配置している、そういった状況も伺うことができました。

次のスライドをお願いします。

こちらは、もう一つ包括的な支援体制を進めていく上で、多世代・多機能型拠点という形で、地域の中で居場所や拠点をつくっていく取組について、社協向けのアンケートのところで、そういった拠点や居場所がどんな機能を果たしていますか、という質問をしたものになっています。

左側にありますように、いろんな機能を選択肢に挙げてみましたが、ほぼほぼ、この機能で、この機能を拠点や居場所が持っているということが出てきてします。これを右図のように整理すると、そういった居場所というのは、居場所であるということが実質、相談の場でもあったり、あるいは住民主体の運営や、そういったことを通じて地域づくりの機能を持ったりとか、様々な機能を持っている様子が伺えました。

あえて、この左のグラフのところで、少し弱いところはどこかなといいますと、上から四つ目にあります「孤立している人の理解を進める場」というところについて、17もあること自体はすばらしいことかなと思いますけれど、全体を通じると、そういった機能高めることがこれからの課題かなというところになります。

また、二つ目のポチのところに入れましたけれど、拠点の開催頻度をお尋ねしたところ、週1回とか、月2回とか、毎日型じゃない拠点が少しずつ出てきています。ある意味で、

常設でないことによって、運営する方にとって時間あるときに地域で活動したいということ并希望できるというメリットが考えられます。今後働く高齢者が増えていったりとか、若者も地域に参加したいというときに月1回、月2回とか、そういった頻度だったら関われるよ、時間があればできるよ、という方が運営に携わる側にとっても望ましいというところが伺えました。

次のスライドをお願いします。

こちらは、具体的にどんな拠点や居場所を設けていますかというものになりますので、また改めて見ていただけたらと思います。

特徴としては、自治体として整備に取り組んでいるものもあれば、住民主体のいろんなところで生まれてきているもの等々があるのが特徴になっています。

次のスライドをお願いします。

こちらは、市内の連携を進めるために、どんなことを取り組んでいるかというところになりますけれども、二つ目のポチにありますように、どちらかというところでもやっばり、重層事業というのはこういう事業でね、ということ以上に、事例をお互いに検討したりとか、そういったことをする事業なんだねというような共通理解が進んでいるのかなと思います。

次のスライドをお願いします。

では、重層事業を市民に知ってもらおうということは、実際にはどうなんだろうというような設問になっています。

こちらのところでは、一つ目のポチにありますように、事業を説明するというよりも、窓口がどんなものがどこにあってということとか、どんな機能を持っているとか、地域福祉コーディネーターというのはこういうものですよということ、また、窓口そのものを親しみやすい愛称を使ってといった工夫が少しずつ出てきているところになっております。

次のスライドをお願いします。

今までのところが取組状況に関するアンケートの結果になっておりまして、こちらから先が12月に取った成果と課題のアンケート調査になります。

まず、10番のこのスライドになりますけれども、重層事業を通じた成果です。下のグラフの真ん中辺りのところで、赤く囲んでおります、「支援者支援につながっている」というところが一番多くなっています。また、その周辺にある「ケースの掘り起こし」、「関係職員の質の向上」というところが高くなっています。

このことから、本文の4行目、5行目に書きましたけれど、本人や家族の生活課題を連携して受け止める体制づくり、そういったところが進んできたことで、支援者が支援を行いやすい、つまり支援者支援が少し、重層事業の中でも進んできているかなということが成果の一つにあります。

一方で、下二つの「予防や地域づくりがすすんだ」、「地域の課題について市民の理解

がすすんだ」、ここが低くなっているところが特徴かなと思います。個別支援を通じて支援者が支援の力をつけ始めていると同時に、一方でこの事業が、予防とか、市民の理解を進めるところに到達するには、まだまだこれからなのかな、というところが伺えます。

次のスライドお願いいたします。

こちらは、課題についてお伺いした項目になります。こちらの課題のところでは、ほぼほぼ全ての項目について半数以上の自治体の方が課題としてあるというふうな答えをいただいております。

これ説明が漏れましたけど、この赤い、赤いラインのところは、「とてもあてはまる」、
「あてはまる」の二つを足し上げたものの境目になっています。ですので、左側が「あてはまる」、右側の緑っぽいところが「あてはまらない」というような領域で考えてください。

そこでいきますと、特に交付金の事務負担とか、補助基準額というような交付金に関する課題が少し突出して目立っているところになります。

それ以外のところで行きますと、課題として出てきているのが、真ん中にあります「個別課題を地域課題として共有した地域づくりがすすまない」、「困難ケースに関する人材育成や支援体制が課題」、あと、理解を進めること、把握した支援ニーズに応じていくためには社会資源はまだ不足していて、特にこの地域支援計画の委員会でも重点課題に入っている、若者支援についても不足という回答が出てきているのが特徴になっています。

次のスライドお願いします。

最後の設問のところになります。ここでは、もともと重層的支援体制整備事業を実施する手前のところで、もともと区市町村には重層事業の実施の有無にかかわらず、包括的な支援体制を整備していこうということが社会福祉法の106条の3のところで盛り込まれています。その条文を、1号、2号、3号というふうに、少し切り分けて、その条文に入っている要素で取り組まれている状況が、この重層事業実施地区のところではどんなふうになっているかを聞いた設問になっています。

これで見ると、多いのが、先ほどから出ております地域福祉コーディネーターをはじめとした身近な圏域ごとの地域ごとに、地域住民の参加を促す活動を行うもの、こういった方が増えたというような回答が一番多くなっております。

ただ、具体の回答を見ますと地域住民の参加を促してくださる方、これは地域福祉コーディネーターにかかわらず、地域住民の方にもそういった意識で動いてくれる方が出てきているという回答も出ております。

一方で、自治体の意識としては、二つ目の「地域住民等が相互に交流を図ることのできる拠点」、まだまだもっと欲しいなどという結果が出ていると思われます。

少しこの中身の具体的なところを、次のスライドのところでご説明しますと、次のスライドお願いします。これですね。

これがもともと、包括的支援体制の整備の106条の3の条文とそれを進めていくため

の国が出している指針になります。ご覧いただいで見やすいように、住民に身近な圏域のところで、1号のところでは、先ほどの選択肢に挙げていた「参加を促すもの」とか「拠点を作っていこう」というようなことが出てきています。

真ん中の2号のところでは、ここでは、「地域住民の総合を包括的に受け止める場」があります。この条文の文言を受けて、総合相談窓口を設置する自治体も多いかなと思うんですけど、指針の中では、相談を包括的に受け止めると同時に、その下の3番、4番にありますように、そういった課題を早期で発見するような仕組みを大事としています。そういった意味で先ほど相談ところでいきましたけれど、いろんな形、福祉まるごとの相談相談窓口一つでやるというよりも、いろんな相談の機能をつなぎ合わせて受け止めるような幅広い仕組みが必要となっています。

一番下のところが、3号のところになりますけれど、ここは「地域課題を解決する有機的な連携」とありますが指針の中では、それを専門機関の連携だけではなく、5番にありますように、「地域住民との連携も必要」と書かれています。

この考え方をちょっと頭のベースに置いて、次のスライドのところになりますが、左側の表の三つ目のポチにありますように、「地域福祉コーディネーター以外の地域住民の方でも、そういった役割を担ってくれる方が増えていますよ」ということが出てきたりしています。

次のスライドのところをご覧ください。

次のスライドでは、左側のグラフが包括的に相談を受け止める場の状況はどうかというところ書かれています。「あてはまる」が65.2%と割と取組が進んでいるところにもなっています。ここでの特徴的なところでは、包括的な相談を受け止める場というところが、具体の「あてはまる」というところの表を見ていると、総合相談窓口だけで相談を包括的に受け止めるよりも、いろんな拠点のところで相談会を開いたり、地域福祉コーディネーターが担当のエリアで相談会を開いたり、相談という形ではなく、居場所にアウトリーチをして拾ってくるということで、包括的に相談を受け止める、そういった取組が現状都内ではそれぞれの地域で工夫しているというところが見えてきています。

一方、右側になります。「地域の課題を解決する有機的な連携」のところでは、こちらでも「あてはまる」が65.2%になっていますが、その中身を見てみますと、どちらかというところ、専門機関の連携は少し見えてきているところがあります。福祉以外のところについても少し連携ができるようになったという回答も出てきているところになります。ただ、一方で、先ほど指針に挙げましたような、「地域住民との専門機関の連携」、「早期発見」ということにつながる回答を回答理由の中から見つけることが難しかった状況があります。そういった意味で、フォーマルな機関の連携が進むというところは、一定の効果があるんですけど、そことインフォーマルな活動を結ぶというところは少し、今後の課題かなというふう感じたところになります。

最後のスライドになりますけれど、こちら最後のスライドになります。

こちら、4象限をちょっと作ってみたものになります。一スの発見と把握から、それを課題解決したり、予防につなげていくというような取組を左右のところ、上にインフォーマルな地域住民の活動、下にフォーマルな専門機関の活動というところを一旦置いて、さまざまな地域重層事業で取り組まれている取組の内容をこちら辺の領域のことをやってるのかなというふうにはめたものになっています。

こういった視点で見たときに、色の濃い、フォーマルな専門性を有する機関といったところでのところと、左から右へ行く流れというところは、先ほどの調査結果の中では、いろんな取組がすすんできているというところがあるんですけど、そういった取組を、上の黄色い側のインフォーマルな取組と結びつけることを今後、一生懸命取り組んでいく必要があると感じています。

フォーマルとインフォーマルな連携というところと、また、地域づくりというのは、左から右に限らず、右から左という矢印もあります。そういった循環をさせていくことが重層事業の今後の課題かなというふうには捉えているところになります。

説明は以上になります。

○小林委員長 ありがとうございます。大変詳細な情報とそれを整理してくださったので、これからの施策の進め方について役に立つのではないかと思います。

それでは、今の森委員のご報告は、社会福祉協議会に関連するお話が割と多かったようですので、まず、社協の委員の方々からご感想・ご意見等をいただければと思います。

枝村委員からお願いいたします。

○枝村委員 立川市社会福祉協議会の枝村です。立川では、重層的支援体制整備事業を令和4年度から始めていて、先ほどの地域福祉計画や地域福祉市民活動計画の策定においても、この重層での実践を繰り返しながらなので、とても枠組みが作りやすかったというのがあります。なので、重層は本当に枠組みとしてはとても分かりやすく、活用できる仕組みというか、財源を含めてですけれども、というのがあります。

地域福祉コーディネーターについては、もう活動としては、約17年ぐらい活動してきているというのがあるんですけども、基本的な考え方として、コーディネーターだけで何かをするというわけではなくて、やはりつなぐ人を知っているかとか、それからいろんな可能性をいろんな機関と広げられるか、というようなところの役割かなというふうに思います。

ちょっと重層と絡めると、例えば、個別の対応なんかについては、相談支援包括化推進委員やアウトリーチの専門員が1、2年かけて結構じっくり関わってきた人が、ここに来てようやく地域の中での場を必要とし始めていて、重層の中では参加支援というキーワードになりますけれども、その参加支援の場をつくっていく、協働が今年度に入って本当ぐわっと件数が増えているというのがあります。なので、やはり2、3年かけて伴走してきた結果なのかなというのが今見えています。その場づくりをコーディネーターが地域の人

や関係機関と一緒にしながら、その立ち上がった場が、その個人の人のためだけではなくて、地域の人たちが力を発揮する、みんなにとっての温かい、温まる何というのでしょうか、活力ある場所になっていくというような、そんなことが見えるかなというふうに思います。

それから、場づくりというところですけども、行政が施策として委託する形での、いわゆる公設での地域多機能拠点も圏域ごとに設けているんですけども、それとは別に、いろいろな立ち上げ方が必要というのが見えていて、しかも、それを何か名称をつけてやるというのもあるんですけども、機会を捉えて、単独でどんどんやっていくというのが見えています。例えばですが、先ほど社会福祉法人の話ありましたけれども、社会福祉法人の施設の中でも、地域交流スペースとして活用する場を開いてくださったりとか、それから社福以外でも、例えば、サービスつき高齢者住宅が、食堂なんか使わない時間をその住んでいらっしゃる方も含めて地域の人というふうに捉えて、地域の中からそこに訪れる人と一緒にその場で何かやるというような、そんな展開もあつたりしますので、いろんな可能性があるかなというふうに思います。

現在、地域福祉コーディネーターとして今後どう動いていくかという課題については、これは計画の一つの柱でもありますけれども、いかに福祉以外の領域の人たちとつながっているいろいろな選べるコミュニティーをつくっていきけるかというような、そこが一番大事なかなというのが見えています。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。地域づくりと連携が大変進んでいるイメージをお話いただけたかと思います。ありがとうございました。

小山委員、お願いいたします。

○小山委員 中野区社会福祉協議会の小山です。中野区の場合、中野社協で今年度、モデルで1名、地域福祉コーディネーターを配置はしているんですけども、重層での配置というよりは、委託ではなく補助金で、モデルで配置しているというところと、中野区の一つの特徴は、行政がアウトリーチチームというのを配置してまして、そこがコーディネーターというような形で、区民活動センターや、すこやか福祉センターに配置をされながら、様々な取組をしているという、自治体の特徴もあるというふうに思っていますが、この重層的支援体制整備事業の一つの枠組みが、やはりこの他機関、いろんな関係機関との連携や、相談を取りこぼさないですとか、地域づくりや参加支援というような枠組みの中で、やはり少しずつ自治体、中野区と中野社協も含めて、どうやってそういった体制をつくれるかというような協議をする一つのきっかけにはなっていると思っています。

ただ、やはりコーディネーターの配置がこれからなんですけれども、先ほどの地域づくりのところの課題でもあるんですけども、居場所や拠点をつくっていくというところでも、やはりそこに来ない人たちがいる、相談の窓口をつくってもやはりそこに来ない人たちがいる。東京の特に区部の場合は、様々な人たちが住んでいる中で、これまで当たり前

のように参加をしてくれた住民だけでは支え切れなかったりですとか、福祉サービスのほうも今まであった制度ではなかなか、本当に取りこぼすことも、取りこぼしのような状況もなる中で、この新しい仕組みを、新しい人たち、今まで関係性が薄かった人たちとどういった形でつくっていくのかというのが多分、アンケート結果でも出ているその地域づくりの課題と私も認識はしているんですけども、その辺りをコーディネーターの配置だけではなかなか難しい部分もあると思うので、そういった多世代や多機能型の拠点も含めて、コーディネーターがどんな役割を担って地域づくりをしていくのかということと、行政と必要な人の掘り起こしだったり、地域に定着する人たちが地域をつくっていくというのは、なかなか都会では難しいと思っているので、そういったちょっと関わってもらえるような人たちと、つくっていくということも、地域づくりには必要なんだと改めて感じているということと、このアンケートの課題というところが、少し共通しているなというふうに思いました。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。非常に明快に地域福祉コーディネーターの現状の動きをご説明いただけたかと思います。

内藤委員、何かご意見はございますか。

○内藤委員 国分寺市では、社会福祉協議会のほうで地域福祉コーディネーターが大活躍というところなんです。地域からの相談で、民生委員に上がってきた内容が居場所づくりということで、ぜひ相談を、と上がってきたんですけど、これをやはり地域コーディネーターが関わったことで実現したというのが、今回の事例でありました。

地域コーディネーターの役割は多くの方と情報交換ができる場所なので、民生委員でも年に1回、地域コーディネーターの方と民生委員全員が、会議をもちまして、各地域から上がってきた問題を全て情報交換する場を設けております。

以上でございます。

○小林委員長 ありがとうございます。

そういたしましたら、区市町の方で何かご感想等ございましたらお願いします。

池嶋委員からお願いいたします。

○池嶋委員 よろしくお願いたします。皆さんご説明、ありがとうございます。

重層につきましても、当市のほうでも、令和4年度より本格実施という形で取り組んでおります。

その中で、課題認識、今、ご説明あったとおりのところも認識をさせていただきました。特に、地域福祉コーディネーター、当市の場合は、身近な呼称ということで、ほっとネットという言葉で使って、ほっとネットということで地域に深く貢献いただいています。

先ほど言った、福祉丸ごと相談窓口、その中でほっとネット、それから生活サポーター、それから、例えば、就労支援、就労準備、家計改善などのプログラムを、同じ場所で一体として受けるという仕組みをつくらせていただいております。それによって、いろいろ

なケースにおいて、素行できるというような状況ができておりました、それ以外にもいろいろ課題も出てきているというようなところの状況も見受けられているところでございます。

ただ、地域福祉コーディネーターの方、やはりかなり多忙を極めてございまして、先ほどご説明の中にもあったように、要は、圏域を持たない、一つ、管理者といいたしでしょうか、そこについてもなるべく早期に実現をさせていただきたいといったところで、市の内部でも調整を図っているというようなところでございますので、引き続きそういうふうなところを力を入れてまいりたいというふうにご考えております。

また、それと並行いたしまして、アウトリーチであるとか、参加支援、事業周知といったところも進めております。そういった意味では、ちょっと議題が一つ戻ってしまうんですが、当市の場合は、社会福祉法人といったところで、西東京社協さんの多大なるご協力をいただいて、社会福祉法人連絡会というものがかなり活発に活動させていただいております。そういうような社会的資源、社会福祉法人さん含めて、いろんな情報伝達であるとか、・・・活動例であればフードドライブだとか、そういったところの取組を通じて、お困りの方の発掘があるとか、事業周知、もしもの場合の総合協力、こういったところの取組も少し、徐々にでも進められていけて、文字どおり、この体制整備というようなところについては、進んでいるのかなというところだと思います。

雑駁ですけど、以上でございます。

○小林委員長 ありがとうございます。

では、稲川委員、お願いします。

○稲川委員 新宿区の状況でございますけれども、新宿区は重層をやっておりませんので、それぞれの個別の項目についてになりますけれども、まず、総合相談につきましては、福祉の総合相談というのもございます。そこに電話がかかってきた場合、各部署に振り分けています。

また、ひきこもりの総合相談窓口というのを昨年度から設置をしておりました、そこは、やはり福祉分野だけではなくて、教育委員会なども加わって情報共有しながら進めています。また、社会福祉協議会も総合的な相談をやっています。

特に、先ほどからそれぞれの部署が、十分に連携をしてと発言をしているところなんですけれども、特に、とても困難なケースにつきましては、初めの相談のときから専門的なアプローチが必要だということがありますので、何でも相談に乗りますよというような窓口から発展していくよりかは、初めに関わった専門のケースワーカーが必要なところと連携していくというような形で、取組をしております。

あと、新宿区は、包括支援センターが10か所ございますので、そういったところでも高齢者を切り口に、連携をしているということになります。

次に、地域の課題の掘り起こしなんですけれども、やはり、社会福祉協議会が頑張っております、住民主体のサロンの運営支援ですとか、あと企業のCSRネットワーク、ま

た、社会福祉法人のネットワークがいろいろ地域貢献をしておりますので、そういったところは社会福祉協議会が関わりながらやっているところです。

また、民生委員・児童委員の方たちも、地域でいろいろな課題を発掘しております、新宿区の民生委員・児童委員の取組としましては、独自の取組なんですけれども、お子さんが、生まれたご家庭に対して、子育て支援のパンフレットを持って訪問するという事業もやっております。そういったところから、何か地域で困りごとを聞いていっちゃって、それを関係部署につなげていただくというようなことをお願いしています。

ちょっと長くなりますが、新宿区の課題としましては、先ほど内藤委員もおっしゃっていたように、あまり地域活動にご興味がない方がたくさんいらっしゃるというところがあります。特に、タワーマンションがかなり建っております、タワーマンションは、個別の家にアプローチする前に、何個もオートロックの関門があって、相談の手がなかなかいかないというところが課題としてあります。そこについては、福祉だけではなくて、マンション対策というところで住宅施策のほうですとか、あと町会自治会の関係のコミュニティーづくりのほうでも課題となっておりますので、一緒に進めて行く必要があります。

以上になります。

○小林委員長 ありがとうございます。

関谷委員、お願いいたします。

○関谷委員 関谷でございます。西多摩の町村では、重層的支援の体制の構築というのは、やはり至っておりません。これは先ほどからお話ししているとおり、マンパワーの不足であったり、地域資源の不足というのが、大きな要因ではないかというふうに考えております。

ただ、事業として構築はされておられませんけれども、実態として、小規模自治体の特性として各機関とも、顔の見える関係性の構築というのができておまして、いざというときには比較的連携を取りやすい対応はできているのかなと考えてございます。

私の部署でいいますと、町の福祉課に行けば、全て何とかなってしまうというような部署でございます。高齢者の分野以外、子育て、障害者の分野、また、成年後見の対応等、全て私どもの福祉課で担っております。ですので、高齢者の話が来たときも、高齢の課長と調整をすればすぐ対応ができてしまうというような実態がございます。

また、一つ、日の出町の事例としてちょっと皆様方にご紹介をさせていただきたいんですけども、これは高齢者の分野で事業を行っているんですけども、現在、東京大学大学院と日の出町で、高齢者に優しい地域づくり、連携・協力に関わる覚書というのを締結してございます。これによって、自治体職員、また医療、介護専門職、地域住民と協働して、地域参加型の研究を進めてございます。

その研究の一つとして、小学校の総合的な学習の時間におきまして、高齢者を知る、高齢者のまちでの暮らしを知る、というテーマで授業を実施してございます。これは、1コマ45分の中で、これを15コマやっているというように聞いてございます。また、グス

トティーチャーとして、高齢者に関わる様々な職種の方々、医療、介護、福祉、また地域住民、民間事業者にご依頼をして、ゲストティーチャーとして、それぞれ抱えている業務とか実態を、生徒・児童に話をしているということでございます。

この取組によって、授業を受けた児童たちの感想として、学んだことを人に教えたりです、ね、高齢者であったり、認知症のある人たちへの接し方に生かしたりしたいなど、こういう感想が聞かれるなど、これまで否定的な考え方をしていた子供たちも多かったようなんですけれども、援助行動を行っていききたいというような回答をする子供たちが増えたということでございます。

また、同時に、様々な職種、立場の人たちが、一同に会してゲストティーチャーの授業を行いました。これで、この授業をきっかけとして、町内のコンビニの店舗が、認知症サポーター養成講座を受講して、まちの認知症の要請の講師を依頼されるなどの活動の場を地域に広げる機会ともなったようでございます。こういった学校教育を起点とした取組は、関係部署の連携体制を構築して、認知症に優しいまちづくりの実現に向けた活動を推進していくことにつながっている状況でございます。

まだ検証段階でございますけれども、これらの取組が、他の小・中学校にも徐々に広がり始めている状況でございます。

こうした取組が日の出町では重層的支援体制の整備につながっていく一つのきっかけとなればなというように考えているところでございます。

また、先ほどの資料の20ページにありました体系図、これ実際には、町では行えているのではないかなというように考えているところなんですけれども、ただ、役場に来る人たちにはこういった対応がそれぞれできますけれども、やはり地域の掘り起こし、こういったことが課題になっていくのではないかなというように考えているところでございます。

日の出町の状況については、以上でございます。

○小林委員長 ありがとうございます。大変興味深い事例をご報告いただきました。

時間が押しておりますので、すみませんが室田委員から簡単にコメントをお願いします。

○室田委員 はい。すばらしい調査報告、ありがとうございます。気づいた点、幾つかありまして、一つは調査結果もそうですけど、社協、自治体の交流の場をつくっているということはすばらしいなと思いました。

グループ交流も良いですが、例えば、二つの社協が相互交流することで、よりお互いの学び合いができる、そんなマッチングもあってもいいのかなと思いました。

もう一つは、最後の14枚目のスライド、有機的な連携のところについて質問です。広域における有機的な連携のところ、住民とのインフォーマルな連携があまり含まれていないというところは、おっしゃるとおりだと思って、ここはちょっとハードルが高いところでもあるかなと思いました。広域の連携となると、どうしても専門機関の連携が中心になるのかなと思いますけど、長いスパンで見たとき、そこに住民が参画してくると、とても力強い自治体になると改めて思います。

以上です。ありがとうございます。

○小林委員長 ありがとうございます。

今日は盛りだくさんの情報をいただいて、おなかがいっぱいになったような感じがいたします。機関間連携の話もそうですし、住民連携、コーディネーターさんの活躍など、いろいろなことがありましたが、やはり、人づくりが最後というか、重要な課題になってくると思いますので、これについても支援をお願いしたいと思います。

他に何か、ご発言はございますか。よろしいですか。

○小林委員長 では、ありがとうございます。本日は、多様な情報やご意見と有意義なディスカッションをしていただきありがとうございます。

本日の議事録の確認等につきまして、事務局よりお願いさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○畑中課長 小林委員長、各委員の皆様、本日は誠にありがとうございます。

本日の議事録の確認ですが、皆様にご発言をいただいていますので、皆様にご協力をいただく形となります。後ほど事務局よりご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

○小林委員長 ありがとうございます。

今年度は2回の開催予定でしたので、今回で今年度の開催は終了となります。

皆様の委員会運営のご協力、誠にありがとうございました。

では、本日の委員会はこれにて閉会とさせていただきます。ありがとうございます。

(午前 11時59分 閉会)